

報道関係者 各位

インフルエンザ注意報の発令について

山形県感染症発生動向調査第50週（12月9日～12月15日）におけるインフルエンザ定点医療機関（県内43カ所）からのインフルエンザ患者報告数が一定点あたり10.14となり、インフルエンザ注意報の基準（一定点あたり10）以上となったことから、本日、県内全域に「インフルエンザ注意報」を発令します。

つきましては、県民の皆様への注意喚起に御協力くださるようお願いいたします。

1 感染症発生動向調査による一定点医療機関あたりの患者報告数

	第48週 (11/25～12/1)	第49週 (12/2～12/8)	第50週 (12/9～12/15)
山形県	6.79	8.74	10.14
山形市	5.22	4.89	5.44
村山	3.10	6.50	10.70
最上	5.75	7.50	16.75
置賜	19.50	24.50	16.75
庄内	2.92	3.42	6.58
全国	4.86	9.03	集計中

2 過去5シーズンにおける注意報発表状況

シーズン	令和元/2年	令和2/3年	令和3/4年	令和4/5年	令和5/6年
注意報発表日	令和元年12月18日	注意報発表なし	注意報発表なし	令和5年3月8日	令和5年11月1日

3 インフルエンザについて

- ・1～4日間の潜伏期間を経て、突然の高熱とともに、関節痛、筋肉痛などの全身症状が現れるのが特徴で、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。普通の風邪と比べて全身症状が強いのが特徴です。
- ・飛沫感染と接触感染により感染します。

4 基本的な感染対策について

- ・日頃から体温や健康状態のセルフチェックを行い、「場面や状況に応じた適切なマスクの着用」、「換気」、「手指消毒」による予防を心がけてください。
- ・高齢者や乳幼児が感染すると重症化する場合があります。重症化を予防するには、インフルエンザワクチンの予防接種が効果的です。

問合せ先 健康福祉企画課
課長補佐 渡部 善記
023-630-2292
報道監 健康福祉部次長 菅原 正春